

令和2年1月10日

第31回水俣市農業委員会

第31回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和2年1月10日
開会 9時28分
閉会 10時11分
- 3 出席委員
農業委員 12名
1番 元村 善二 君
2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君
4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君
6番 森口 信二 君
7番 廣島 康雄 君
8番 山澤 親徳 君
10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君
14番 中村 清治 君

推進委員 13名
15番 向田 博 君
16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君
19番 山内 秋光 君
20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君
22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君
24番 前田 仁 君
25番 淵上 民雄 君
26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名
9番 苗床 勝美 君
13番 友田 勝久 君

推進委員 1名
18番 野間 勝 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
報告事項(2) 農地形状変更届について
議第118号 非農地証明書交付について
議第119号 非農地判定について
議第120号 農地法第3条の許可申請について
議第121号 農地法第5条の許可申請について
議第122号 農用地利用集積計画の申出について
議第123号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

只今より、第31回水俣市農業委員会会議を開催いたします。
本日出席の農業委員は、12名です。
欠席農業委員は、9番の苗床委員、13番の友田委員です。
よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。
本日の署名委員は、11番の池田委員、12番の田畑委員に
お願いします。
なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、18番野間委員
です。
議事に入る前に、農業委員会憲章を、指名した委員に、読み
上げていただきます。本日は2番の松本委員にお願いします。

2番委員
(松本公昭君)

農業委員会憲章
一つ、農業委員会は認定農業者や新規参入者等の意欲ある担
い手の育成確保と経営支援を強化し、農業、農村の持続的発展
に努めます。以上です。

議長

ありがとうございました。
続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします
ます。

事務局長
(宮崎博巳君)

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

おはようございます。本年もよろしく願いいたします。
まず、報告事項について説明させていただきます。
報告事項1、農地転用許可後の工事完了について、ござい
ます。議案書1ページになります。6件ございます。
表の左側1列目の会議日におきまして、御審議いただいて、
その右隣の日付で許可が出た6件でございます。それぞれ右側
から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がございました。
事務局におきまして現地を調査しましたところ許可内容どおり
工事が完了していたしましたのでご報告申し上げます。
続きまして報告事項2、農地形状変更届でございます。議案
書は2ページになります。
番号1、届出人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。
地目は、台帳、現況とも畑で、面積が2317㎡でございます。
理由はですね、畑を道路の高さまで埋め立て、作業しやすく
しようとするものでございます。盛り土で全面を46cmから7
0cmの高さまで埋立てをしようとするものでございます。用土
は建設会社の工事現場の土砂を使用しますので、費用は予定さ
れておりません。場所は3ページに記載しております。以上で
ございます。

議 長

はい。ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、只今より、議事に入ります。

議第118号非農地証明書交付について、議第118号を議題といたします関係委員の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい。

議 長

はい、3番、松田委員。

3番委員

おはようございます。非農地証明書交付について、1番から3番について御説明いたします。なお、1番と2番は苗床委員の管轄の所ですけども、療養中ですので1番、2番、現地調査にも参加いたしました。それで昨夜7時頃ちょっと目を通したところ、疑問点が2つ見つかったものですから、ちょっと事務局のほうに説明していただいてから、説明したいと思います。

まず、1番と2番に土地の所在の字名とあります。7ページを開けると実は違う字があるんですよ。こりゃどっちが本当じゃろうかなと思ってますから、そこのところの説明をお願いします。

それから6ページ、前に戻ります。番号1の3筆目の土地の所在がですね、7ページを開けると無いんです。違う番号になっています。今朝、訂正がなかったもんですから、こりゃとっておりました。これをちょっと事務局の方で説明をしていただいてから説明に移りたいと思います。事務局長お願いします。

事務局
(本村広揮君)

事務局から説明いたします。議案書のほうが記載が正しいです。地図の方の記載が誤っておりまして、地図の方は全て修正をしていただければというふうに思います。

それと番号1の3筆目の土地の所在ですが、地図の記載が誤りですので、地図の方を修正していただければと思います。

確認不足で申し訳ございません。よろしいですか？地図の方が誤りでした。

3番委員

私の管轄であればきっとすぐ見つかったんですけども、昨夜気づいたもんですから、訂正があるかなとっておりました。

それでは非農地証明書交付についての、1番と2番これは関連しますので、一緒に説明いたします。

1番、申請人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目、台帳田、現況は荒地。面積は3筆で1170㎡です。

土地現況の詳細ですけども、減反政策により昭和60年頃より耕作を中止。その後、年を経ると共に管理が行き届かず荒地となったという事です。

2番、申請人、土地の所在、議案書記載のとおりです。

全部で7筆あります。地目は田と畑となっています。現況は

荒地。7筆合計が5685㎡。甘夏を栽培していたが、30年前に伐採し、それ以降は何も行っておらず山林原野化している、ということです。この山の中に甘夏が2本出て実がなっていました。甘夏を植えたあとだなんて事がわかりました。

申請地は7ページになります。

いずれもですね、もう荒れ果てていました。そして、「田んぼはどうして作らないんですか？」と聞きましたところ、用水路が壊れている。用水路から水が漏れて田んぼが作れないってことでした。それから、イノシシの住処になっている。それから里道がない。里道がなくてトラクターが入れないってことでした。

そして急な坂になっておりました。そういう事で、ここは農業はできないってことでした。それから竹も生い茂っていました。そういう事で番号1の申請人の3筆、番号2の申請人の7筆、これは農地としての復元は難しいんじゃないかなと思っていました。1月7日に現地調査を行いました。申請人2名。それから事務局、それから草野委員、私、5名で行いました。そういうことで、非農地として証明してもいいんじゃないかなと思って帰ってまいりました。周りの農地に対する影響もありませんので、ご審議の程、よろしくお願いします。

以上です。

続いて3番を説明します。申請人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目、台帳、畑。もう一筆が台帳、畑、現況は山林。2筆で391㎡です。30年前より耕作に供しなくなり、現在は竹が生い茂っているような状態でした。申請地は8ページです。

航空写真がありましたね。13ページです。申請地の所で白いのが見えますね、これは全部墓石です。この辺りは、墓地になっておりました。江戸時代からの墓地ということで、天保と書いてある墓石もありました。赤で囲ってある所、坂が急でとても農業としては適さない所と見ました。申請地は一応、果樹園でジューシー等が植えてありました。申請人の2筆、391㎡は非農地証明書を交付してもいいんじゃないかなと思って帰ってまいりました。周りに対する農地への影響等はありません。

なお、申請人の所の隣接地に、竹下推進委員の農地もありますので、竹下委員の方で補足説明をお願いしたいと思います。

以上、審議の方をよろしくお願いします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
次を松本委員にお願いします。

2番委員

はい。
おはようございます。議題118号非農地証明書交付についての4番を説明します。申請人、土地の所在、議案書記載のとおりです。申請地のこれはですね、現地を見た結果一部じゃな

くて全部になりましたので、一部というのを消してください。

それからもう1筆は、地目、台帳は畑、現況が山林。面積は3354㎡と579㎡で合計が3933㎡になります。

土地の現況は約30年前より耕作に供しなくなり、現在は竹山の状態であります。

場所はですね、9ページです。

航空写真は14ページを開けてください。写真でもわかると思いますが、ここは上の淵を水路というか谷川が通っていきまして、一番底になります。上の方にお茶園を造成してありますが、この高低差は十数メートルありますので、最初の議案では一部ということになっていましたが、ほとんど写真でも分かるように、法面になってしまっておりますので農地としては不適當かと思えます。

1月7日に私と事務局1名と申請人とで現地を確認いたしました。元々この場所は終戦後に開拓された所で、傾斜の急な段々畑でありまして、30年くらい前から山林になっておった所なんですけど、お茶畑を開墾してるのは、中山間地域の直接支払いの関係で、「どうしてこういう所に木が植わってるんだ。」ということで、自分でここに重機を入れて開いて、必要もなかったがお茶園を作ったと言う事でした。ですから、ここの段差が非常に激しくなってしまった訳です。

現在、申請人はお茶園を広く経営されておりますが、この場所は開墾もできず、農地として必要がなく農地のままでは管理が行き届かず非農地にして後は竹林にしたいとの事でした。

非農地証明書を出しても何ら影響はないと考えましたので、御審議の程をよろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。

推進委員の方から何か補足説明がありましたらお願いします。竹下推進委員お願いします。

17番委員
(竹下正治君)

先ほど3番の申請人の所の件ですが、一緒に見て回りまして、航空写真で分かるように、傾斜地でもありますし、孟宗竹が生い茂っていきまして、とても農地として利用できるようなところではございませんでした。そして上の方の場所は隣の方がずっと前の墓地跡でですね、なっておりますので、全然非農地として認めてもらっていいんじゃないかと思えます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

何か御質疑、御質問はありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第118号非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第118号非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に移ります。

議第119号非農地判定について、議第119号を議題いたします。本議題は、令和元年度耕作放棄地解消緊急対策事業により行った非農地調査で、今回は9区、14区、24区、26区について、非農地の審議を行うものです。現地調査を行った委員より説明をお願いします。

まず、9区と14区を6番森口委員をお願いします。

6番委員
(森口信二君)

はい。

おはようございます。議第119号非農地判定について、1番から62番について説明いたします。ページは16ページから22ページまでになります。

土地の所在は、深川が番号1から48番まで。16ページから20ページにかけてあります。また、薄原が49から62番までです。ページが20から22ページにかかっています。

毎年行ってる農地の利用状況調査で、B分類の農地については復元が難しいと判断しておりました。現状は、山林原野化しており、また、長年放置され、風化が進み、農地として復元できないと思われます。申請地は深川が1番から48番までです。これは25ページから34ページまでです。また、薄原につきましては、49から62番が35ページから37ページにあります。

場所が確認できない所も何箇所かありまして、地権者に相談して現地に行ってもらうのが何箇所かありました。また、地権者が現地を知らないという方に関しては、非農地のお話をしまして同意してもらった所も一か所ありました。以上が説明として終わりたいんですが、御審議の程よろしく願いいたします。

筆があまりにも多すぎて一か所ずつ説明するには、時間がかかりすぎますので、参照していただく所と、場所の説明をしまして、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長

はい、次の24区を14番中村委員をお願いします。

14番委員
(中村清治君)

おはようございます。番号63について説明いたします。所有者は、議案書記載のとおりです。

場所は、38ページです。周りも山でございまして、書いてありますように山林原野化しております。農地への復元は難しいという事で、非農地証明の判定をよろしく願いいたします。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

次、26区を8番山澤委員にお願いします。

8番委員
(山澤親徳君)

おはようございます。議第119号の非農地判定について説明いたします。

番号につきましては64番から86番まで、議案書は22ページから24ページ、現地図につきましては39ページから45ページをご覧ください。一筆一筆申し上げてもいいんですけど、時間がかかりそうですので、一応今回の場合は越小場地区です。

現地の詳細につきましては記載どおりですが、筆数がですね、31筆。内訳は水田が12筆、面積は16362㎡。畑が19筆、面積は16309.28㎡となっており、トータルで32669.28㎡となっております。

現地の状況につきましては、見ていただければよろしいんですけども、内容としましては、どういう事でこうなったかといいますと、終戦直後に食料難により、山林を伐採後に切畑農地として耕作されて、そこにサツマイモ、麦、ネギ等を栽培し、全てが人力によって山道をかつぎながら運び、頑張ってこられたのですが最近、少子高齢化が進む中で後継者不足と農道もなく農機具の使用もできず、人工林に囲まれて日照不足となり、耕作放棄地となったのが現状です。

それに、一筆調査の中で、地権者の立ち合いが無い農地もありまして、これは電話のやり取りで、「よろしくお願いします。」というような感じだったんです。このような状態になっております。以上の事から、農地への復元は難しいと思われまますので、御審議の程、よろしくお願いします。これで簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

推進委員の方から補足、説明がありましたらお願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

無いようですので、関係委員より詳しく説明がありましたらご質疑、御意見はありませんか

3番委員

はい。

議 長

はい、3番、松田委員。

3番委員

農業委員会で非農地判定にした結果は、土地の所有者に事務局の方から連絡される訳ですかね。

そうだとするとですね、16ページですね。5番と6番、住

所不明になってますけども、こういう人には、どのような方法で連絡されるんですか、と思います。今から住所不明がいつばい出てくるんじゃないかなと思いますけども、その件についての対策についてお聞きします。

それから昨年から、非農地判定が非常に増えたんですけども、農業委員会としては、農地の管理とか、併せて、あるいは把握のためには、非常に非農地判定にすると便利がいい訳なんですね。あるいは、8月の現地調査でも、非農地にすると非常に楽になってくる訳です。これは非常に嬉しい事だと思っています。ところが、水俣市にとっては、農地を外すと税金が非常に安くなる訳です。税務課の人は1円でも税金が欲しいと言っておられる訳ですね。そういうところの兼ね合いはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

事務局

一点目、所有者に通知が送られるのかという所で、所有者と法務局、農林水産関係、こちらの方に通知をしています。住所不明の所有者に関しては、登記簿等で住所を調べて、亡くなられている方に関しては、そこから相続人の調査ですね。そういった事で送るんですけど、そこでも調査ができなくなった部分については、通知ができませんのでそのまま置いといて、台帳の方を整理させていただくと、というような形になります。

それと税金の関係に関しては、事務局の方では把握し兼ねますので、その回答はうちからはできないような状況です。以上です。

議 長

いいですか。
他には何か御質疑、御異議はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

無いようですので、議第119号非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第119号非農地判定につきましては、農地法第2条第1項の農地に該当しないため、非農地として通知いたします。

次に移ります。

議題120号農地法第3条の許可申請について、議題120号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。

10番、坂本委員。

10番委員

おはようございます。農地法第3条の許可申請の番号1番について説明をいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在、議案

書記載のとおりです。地目、現況、台帳とも畑でございます。面積は3筆合わせまして793㎡。

譲受人の状況としましては、自作地17783㎡、借入地14845㎡。構成員が3人で、不知火、オリーブ等を耕作されております。

従いまして、下限面積40aは超えております。

申請地は48ページです。

現地調査を7日に、事務局、私と野間さんと申請人の関係者の4名で行いました。ここの状況としましては、綺麗に整地をされて、その後、ハウスを建てられるそうでございます。

従いまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしますので、御審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。今日は、野間推進委員がお休みですので、補足説明はできないと思います。

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第120号農地法3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御意見もないようですので、議第120号農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。次に移ります。

議第121号農地法第5条の許可申請について、議第121号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。

4番委員
(戸次治夫君)

はい。

議長

はい、4番、戸次委員。

4番委員

おはようございます。それでは、農地法第5条申請について、番号1、譲渡人、譲受人、土地の所在、議案書のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。2筆合わせて201㎡です。

転用の目的等ですけど、イノシシ等の被害がひどく、農地としての生産性も低く、竹も入り込んでくる。

また、譲受人が所有する貸家の駐車場も不足している為、ということ。ここは、現在、もう駐車場となっております、

始末書提出となっております。施設の概要ですけど、事業面積は201㎡です。資金計画はご覧のとおりです。

場所は51ページです。

次のページ、52ページを開けてください。申請地はL型擁壁等を設置しまして駐車場となっております。これに対して、始末書が出されたような状況です。

現地調査を1月8日に友田委員、山口推進委員、譲渡人、行政書士、事務局と私とで現地調査しました結果、ここは駐車場って事で、現在、太陽光でゴルフ場の跡地をやってるそこいらっしやる通勤の方が駐車場として利用している。その後どうするか、ずっと貸していくっちゃう事で、ここにありました貸家ちゅうのが、施設に貸しておられて大きな家になっている。2世帯住宅のような形の大きな家で、また、そのような形で、大きな所に貸した場合、どうしても駐車場が不足するっちゃうような事で、ここを駐車場にして貸したい。また、前の道があまり広くありません。地元の方も、前におられた方が、道路に停めている時に、迷惑しておられましたが警察言っても駐車禁止とは出来ない為に、何ら罰則等もかける事ができないということで悩んでおられて、そしたら駐車場を確実に作りたいという意向でございました。よって調査の結果、農地法第5条の転用の許可基準により、問題はないと判断して参りましたので御審議、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

推進委員から補足説明がありましたら。ないですか。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第121号農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第121号農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第122号農用地利用集積計画の申し出について、議第1

22号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

番号1から番号4までは私の担当ですので、私から説明いたします。

54ページです。議題122号の農用地利用集積計画申出の新規設定について、番号1、貸人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。2筆合わせて合計面積が601㎡、始期終期が、令和2年2月1日から令和7年1月31日まで。期間は5年です。利用目的は玉葱です。賃借料は無償です。利用権の種類は使用貸借権です。借人は、1番から4番まで同じ人ですので、最後に申し上げます。

番号2、貸人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑、面積は646㎡、始期終期は、1番と同じです。利用目的も同じです。

番号3、貸人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積は525㎡。始期終期は1、2番と同じです。期間、利用目的、利用権の種類も同じです。

番号4、貸人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目は台帳畑、現況畑です。面積は661㎡です。始期終期も同じです。

借人の状況ですが、経営面積は自作地が3251㎡です。従事者は2名です。借人は、市役所を辞められてから玉葱栽培をされております。

今回の申請地はですね、1番から3番までは約15年前から、玉葱を栽培されており、今回新たに申請をされました。4番については、5年ほど前から侍の方で貸人から借地されて、玉葱の栽培をされておりました。

今回の申請の理由としましては、農林水産課から緑肥栽培、ひまわりですね、これを蒔く場合には、利用権設定をしていたら補助金が出ますという事で、今回の決定になった訳です。

場所はですね、56ページと57ページです。

耕作放棄地とならないように一つやっってください、とお願いしときましたので、大丈夫と思います。

よってですね、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておられると思われしますので、御審議よろしく申し上げます。

次をお願いします。

7番委員
(廣島康雄君)

はい。

議 長

はい、7番、廣島委員。

7番委員

おはようございます。

農用地利用集積計画申出について説明をいたします。議案書

は54ページです。番号は5番と6番を説明させていただきます。

貸人、借人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑となっております。面積は合計1878㎡です。始期終期は、令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間でございます。利用目的は野菜作りで、賃借料は無償となっております。利用権の種類は使用貸借権でございます。また、借人の経営面積は、自作地が1421㎡、借入地が7240㎡で8661㎡耕作しておられます。それとですね、従事者は4名でございます。

申請地はですね58ページです。借人は、現在もずっと野菜を作っておられまして、前回分の終期がですね、元年の9月30日でしたので、改めての申請でございます。貸人の親子はですね、身体が弱くて元気も出ないと言う事でしたので、耕作ができないので借人にしていただきたいという事でした。以上でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので御審議のほど、よろしくお願いいたします。終わります。

議長

次に4番を戸次委員お願いします。

4番委員

農用地利用集積計画の申出について、7番、55ページをお願いします。貸人、借人、土地の所在、議案書記載のとおりです。地目は台帳、田、現況、畑です。面積は130㎡。始期終期は令和2年2月1日から令和7年1月31日。期間は5年間。利用目的は野菜です。借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権です。借人の経営面積は、自作地、5690㎡。借入地、3016㎡。従事者は2名ですが、息子さん達と一緒に住んでおられまして、農繁期等は息子さんとで5人ぐらいでやっておられます。場所は59ページです。

借人は、皆さんもご存知のように前は農業委員もやっておられて、地域のほうにも貢献をしております。この場所に行ってきましたら、高菜とカブが植わっていたようで、ここだけ川を挟んで向こう側ですけど、ネットだけでイノシシが来ないって事で、場所的にはいい所です。この件は再設定であったそうですが、提出が遅れて新規という形になったそうです。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。推進委員から、補足説明がありましたらお願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第122号、農用地利用集積計画の申し出については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第122号農用地利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次に移ります。

議第123号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、議第123号を議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

議第123号農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について、説明させていただきます。議案は60ページになります。

本件につきましては、先月、先々月の会議の際、転用に係る虚偽の申請書作成、収賄等で他県での事件を受け、綱紀粛正の御連絡を差上げた次第でございます。これらを受けまして、全国農業会議所、それと熊本県農業会議、すべての農業委員会で綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、1月までの総会で、法令遵守の決議をされるよう、依頼がございました。その様なことから、水俣市農業委員会の決議として、御提案差上げた次第でございます。

決議案の文案につきましては、全国農業会議所が示した文案どおりの内容でございます。読み上げさせていただきます。

「農業委員会法令の法令遵守の決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接する事も多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、

決議を行います。

1つ、農業委員会が、担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用します。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さの確保に努めます。

2つ、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するため、研修等を実施します。

令和2年1月10日 水俣市農業委員会

以上、決議につきまして御審議をお願いします。

議 長

はい、事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

これは先月、大阪かどっかあっちの方で収賄があったという事でございますので、それを戒めなさいってことの決議事項ですので、よろしくをお願いします。

何かご質疑はありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第123号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議については、このように決定いたします。

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第31回水俣市農業委員会会議を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員